

[事案 26-54] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 12 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

保険金額についての錯誤があったことを理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 5 月、募集人に対し、定額貯金の満期金約 200 万円について「一番利率の良い商品で加入したい」と希望を伝えた。そして、保険金額 200 万円の 10 年満期養老保険を契約するつもりでいたところ、4 年分の保険料として約 203 万円を支払って保険金額 500 万円の 10 年満期養老保険を契約させられた。

よって、自分の思っていた内容と違っているので契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

申込みの意思表示の際、保険金額についての錯誤は認められるものの、申立人には重大な過失が認められるので、本契約は有効であり、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法 95 条にもとづく錯誤による無効を求めるものと判断する。

2. 当審査会が認定した事実

(1) 募集人は、200 万円を定額貯金で 10 年間預けた場合の利息と、保険金額 200 万円の 10 年満期の養老保険に、全期間分の保険料を支払って契約した場合の支払保険料(199 万 1,045 円)と保険金額との差額を示して、後者の方が多いことを説明し、それを受け、申立人は、養老保険への契約を希望した。

(2) 同日または近接した日に、募集人は申立人に対し、保険金額を 500 万円にした 10 年満期の普通養老保険を勧誘し、申立人は、保険金額が 500 万円の本契約を申込み、4 年分の保険料として 203 万 4,798 円を支払った。

(3) 5 年目以降に、残りの保険料を支払った場合の払込保険料総額は、保険金額の 500 万円を上回る。

3. 錯誤の主張について

(1) 申立人の事情聴取によれば、同人に保険金額についての錯誤があった可能性を否定することはできない。

(2) しかし、仮に申立人に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、設計書には、基準保険金額、月払込保険料総額、前納払込保険料額（4 年分）が記載されており、契約申込書にも、保険金額、4 年分の保険料が記載されていること、申立人は養老保険に加

入した経験が何度かあることからすると、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ない。

(3)したがって、申立人の主張を認めることはできない。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当である。

(1)申立人は、募集人に対し、一番金利の良い商品を要望していたことからすると、契約の際、将来の受取額が払込保険料総額を下回る商品は希望していなかったといえる。

(2)募集人も上記(1)を認識していた中で、保険金額を500万円として、保険料は4年分前納するものの、将来の受取額が払込保険料総額を下回る内容の保険を募集しており、申立人が、当初の希望に則さない内容に納得したとする理由は見あたらず、募集人の事情聴取においても、この点について説得的な理由は明らかにされなかった。

(3)よって、本件においては、申立人の要望に則した募集が行われなかったといえる。